

第5回大崎上島町振興基本計画審議会での質問への回答

質問内容	回答
前回、犯罪をした人に対する支援の内容について明確な回答がありませんでした。<u>どういう犯罪が対象なのか、また犯罪をした人が仮に外国人だった場合にはどうなのでしょう</u>。 <u>犯罪をした人のために税金が使われるということでしょうか。支援の内容について教えていただけないでしょうか。</u>	法務省では、関係省庁や地方公共団体、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように指導・支援する「再犯防止対策」を進めています。 平成28年に成立・施行された再犯の防止等の推進に関する法律においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもある（第4条）と明記されており、町は国や県などと連携し犯罪被害者支援はもとより、再犯を防止し新たな被害者を生み出さないためにも犯罪をした人などへの支援を行っています。 なお、日本人、外国人の区別はありません。詳細は別紙のとおりです。
基本計画（案）22ページの「基本施策8生涯学習の促進」の主な施策と内容「03 子どもの育成と家庭教育の推進」には、「子どもが健やかに育つ環境づくりと、地域の人々のつながりの中で多様な体験をしながら育まれるよう、関係機関・団体などと連携し、育成活動を推進します。」と記載があります。 <u>現在、青少年育成大崎上島町民会議においても、少人数ではありますが啓発活動などいろいろなことを実施しています。これに対し、町はどういう連携を模索しているのかをお聞きします。</u>	青少年育成大崎上島町民会議と町の連携については、これまで青少年の非行・被害防止全国強調月間に合わせて、木江十七夜祭（7月）での見回りや町内大型店舗店頭での啓発活動を、子供・若者育成支援推進強調月間では大崎海星高等学校や広島商船高等専門学校への登校時のチラシ配布（11月）を、また人権文化コンサート（12月）や産業文化祭すみれ祭り（2月）では、啓発パンフレット等の配布による活動を行っており、今後も青少年の健全育成に向けた取組を実施していきます。